
プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定め が明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する 開示
項目	第 36 回ディスクロージャー専門委員会で聞かれた意見及び対応案 (見積りの開示)

本資料の目的

1. 本資料は、「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示に関連して、第 36 回ディスクロージャー専門委員会（2020 年 3 月 18 日開催）（以下「第 36 回専門委員会」という。）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

第 35 回ディスクロージャー専門委員会及び第 427 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案

2. ASBJ 事務局は、前回の専門委員会（第 35 回：2020 年 3 月 9 日開催）及び企業会計基準委員会（第 427 回：2020 年 3 月 11 日開催）で聞かれた意見及びその対応案について説明した。

【第 36 回専門委員会で聞かれた意見】

「未適用の会計基準等に関する注記」への対応案の経緯がわかりづらいとの意見

3. 「未適用の会計基準等に関する注記」への対応案¹について、専ら表示及び開示に関する会計基準は、未適用の会計基準等に関する注記の対象とするという結論自体は同意するが、その経緯がわかりづらい。

(対応案)

企業会計基準第 24 号の公表以降に公表された会計基準等は、ほぼすべてが会計処理並びに表示及び開示に関するものであったため、専ら表示及び開示に関する会計基準が未適用の会計基準等に関する注記の対象となるかどうかの解釈により実務が分かれてしまう事態にはならなかったと考えられる。しかし、今後公

¹ 第 428 回企業会計基準委員会 審議事項(3)-6「第 35 回ディスクロージャー専門委員会及び第 427 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案（見積り）」の第 16 項を参照。

表予定の会計基準には、本会計基準のように専ら表示及び開示に関する会計基準が含まれていることから、今回その対応について明確化を行っている。

公開草案に対して寄せられたコメント及びそれらに対する対応案

【ASBJ 事務局の提案】

- ASBJ 事務局は、第 35 回専門委員会及び第 427 回企業会計基準委員会での議論を踏まえて、コメント対応表の修正を提案した。

【第 36 回専門委員会で聞かれた意見】

- 特に意見は聞かれなかった。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の文案

【第 36 回専門委員会で聞かれた意見】

ASBJ 事務局の修正案に賛成する意見

- 文章がくどすぎる部分があったため、シンプルにすることでよい。
- 基準文案第 4 項²等について「見積りと実績との差異又は見積りの更新による差異が」の文言があってもよいと考えていたが、それにより他の様々な文言の追加が必要になってしまうため削除するというのも理解できる。また、見積り自体も理解が難しい概念であるため、会計基準に詳細に書き込むのではなくシンプルにし、実務にゆだねるというのも 1 つの方法ではないかと考える。
- 基準文案第 17 項にあった「なお、会計上の見積りが時価の算定に関するものである場合、見積り時点以降の時価の変動は見積りと実績との差異に含めない」の文言には違和感があり、誤解を招く恐れがあると考えていたため、削除するという ASBJ 事務局の修正案に賛成する。
- 基準文案第 19 項の「一般的に、翌年度の財務諸表にも影響を及ぼす可能性があると考えられることから」の文言は、その論理が不明確であると思われたため、削除することに賛成する。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

² 第 36 回専門委員会 資料(2)-1 でお示しした基準文案の関連箇所は別紙を参照（なお、第 428 回企業会計基準委員会 審議事項(3)-2 と同様の内容である）。

「比較的少数の項目を識別する」という文言に関する意見

10. 基準文案第 25 項の「比較的少数の項目を識別することになると考えられる」の文言について、何と比較して「比較的少数」なのかが曖昧であるという意見や、開示にあまり前向きではない印象を与えるという意見が多数のアナリストからあったため、改めてその旨を伝えたい。

(対応案)

企業の会計処理において非常に多くの見積りが含まれるなかで、企業にとって重要なものを選択し、それらについて詳細に開示してもらおうという趣旨で、「比較的少数の項目を識別する」という文言は必要であるという意見が関係者から聞かれており、ASBJ 事務局としても、重要な見積りの情報が開示されるために当該文言は必要であると考えている。

「公表にあたって」の文案

【第 36 回専門委員会で聞かれた意見】

修文に関する意見

11. 「本改正の趣旨を鑑み、本会計基準の公表後、適用までの間は、改正企業会計基準第 24 号第 22-2 項（未適用の会計基準等に関する注記）を準用し」（下線は ASBJ 事務局追加）を「類推適用し」に変更したことについて、法律を類推適用する意味で「準用」ということもあるため、両者の意味はあまり変わらないようにも思われるが、「類推適用」でよいのではないか。
12. 前回の専門委員会での指摘に対応し、「■会計上の見積りの開示目的」及び「■開示目的」の部分を統合したことで、非常に読みやすくなった。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

以 上

別紙

第36回専門委員会にてお示しした基準文案
(関連する項のみ抜粋)

(HP では非公表)